

世帯の所得金額から次の控除金額を差し引きします。1の「親族控除」は全ての世帯に該当します。2～7の控除は該当する申込者の世帯の場合にのみ、1の「親族控除」に合せて、さらに該当する控除を差し引いて下さい。

符 号	控除の種類	控除内容	控除 金額
1	親族控除	入居しようとする親族（本人除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円
2	老人控除 対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人※1	1人につき 10万円
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上の人※1	1人につき 10万円
4	特定扶養 親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳上23歳未満の人※1	1人につき 25万円
5	寡婦・寡夫 控除	寡婦または寡夫控除をうけている方がいるとき	1人につき 27万円※2
6	障害者控除	障害者の方がいるとき	1人につき 27万円
7	特別障害者控除	特別障害者の方がいるとき ※3	1人につき 40万円

※1 年齢は申込日現在で計算します。

※2 該当する人に所得がある時にかぎり、その所得が27万円未満の場合は、その所得額となります。

※3 7に該当する方は、6を重複して控除できません。